

1. 市税の徴収に要する経費調

(単位：千円)

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	
税 収 入	市 税 … (a)	65,381,174	66,310,242	65,636,420	
	個人の県民税	15,397,592	15,709,414	15,638,705	
	合 計 … (b)	80,778,766	82,019,656	81,275,125	
徴 税 費	人 件 費	基本給	443,178	431,457	434,367
		諸手当	280,477	266,203	270,112
		(イ) 超過勤務手当	29,104	25,466	27,982
		(ロ) 税務特別手当	926	911	969
		(ハ) その他の手当	250,447	239,826	241,161
		その他	148,076	143,002	143,002
	小 計	871,731	840,662	847,481	
	需 要 費	旅費	464	419	171
		賃金	37,088	39,544	39,555
		その他	125,508	223,152	178,797
		小 計	163,060	263,115	218,523
	報 奨 金 及 び こ れ に 類 す る 経 費	納期前納付の報奨金	-	-	-
		納税貯蓄組合補助金	-	-	-
		納税奨励金	-	-	-
		その他	777	694	687
		小 計	777	694	687
	その他	その他	51,429	54,206	56,950
	合 計 … (c)	1,086,997	1,158,677	1,123,641	
	県 民 税 徴 収 取 扱 費	納税義務者数を基準にした金額	569,341	578,395	583,504
		報奨金の額に相当する金額	870	952	901
合 計 … (d)		570,211	579,347	584,405	
税 収 入 額 に 対 す る 徴 税 費 の 割 合	(c) - (d) … (e)	516,786	579,330	539,236	
	(c) / (b)	1.3%	1.4%	1.4%	
	(e) / (a)	0.8%	0.9%	0.8%	
徴 税 職 員 数	総務関係	19人	18人	17人	
	課税関係	62人	61人	62人	
	徴収関係	25人	26人	25人	
	合 計	106人	105人	104人	
	ほか・臨時職員	13人	14人	14人	

2. 稅務關係稅外收入調

(單位：円)

区 分	単 価 等	平成30年度	令和元年度	令和2年度
国有提供施設等所在市助成交付金	概 算	4,022,000	4,014,000	1,164,000
証 明 手 数 料	1件 200 (住宅用 1, 300)	18,583,200	17,744,000	15,738,300
督 促 手 数 料	1件 100	114,500	128,086	95,300
閱 覧 手 数 料	1件 100	294,400	283,200	266,100
地 籍 図 複 写 手 数 料	1件 250	417,500	315,000	303,750
県 民 税 徴 収 取 扱 費	法 定 基 準	608,403,546	609,250,278	618,456,406
延 滞 金	〃	140,807,641	168,924,961	155,038,470
加 算 金	〃	3,600	0	0
滞 納 処 分 費	概 算	0	301,000	251,900
試 乗 標 識 実 費 弁 償 金	1件 100	0	0	0
標 識 再 交 付 弁 償 金	1件 100	5,400	6,100	6,000

3. 税務諸証明過去5か年件数調

(単位：件)

年度		28	29	30	元	2
市 民 税 関 係	所得証明	25,435 (14,953)	23,984 (14,901)	19,768 (12,603)	18,001 (11,393)	16,640 (10,736)
	課税証明	23,352 (14,931)	24,405 (15,281)	25,232 (15,815)	24,009 (15,084)	17,754 (9,538)
	非課税証明	14,475 (8,979)	14,818 (8,938)	14,377 (8,785)	13,354 (8,338)	10,816 (6,055)
	小計	63,262 (38,863)	63,207 (39,120)	59,377 (37,203)	55,364 (34,815)	45,210 (26,329)
資 産 税 関 係	車庫証明	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	諸証明	10,913	10,771	10,742	10,433	9,527
	住宅用家屋証明	1,812	1,900	1,804	1,734	1,787
	閲覧	3,680	3,769	2,944	2,832	2,661
	地籍図複写	2,367	2,266	1,670	1,260	1,215
	価格通知書	6,612	6,803	7,356	5,957	5,670
	小計	25,384 (0)	25,509 (0)	24,516 (0)	22,216 (0)	20,860 (0)
納 税 関 係	納税証明	7,760 (2,363)	10,217 (3,484)	11,071 (3,970)	11,652 (4,368)	12,053 (4,258)
	軽自動車税 車検用納税証明	17,590 (15,122)	18,166 (15,685)	17,343 (15,030)	18,164 (15,909)	17,650 (15,596)
	小計	25,350 (17,485)	28,383 (19,169)	28,414 (19,000)	29,816 (20,277)	29,703 (19,854)
合計		113,996 (56,348)	117,099 (58,289)	112,307 (56,203)	107,396 (55,092)	95,773 (46,183)

※手数料1件につき200円

(但し、住宅用家屋証明は平成5年度は950円、平成6年度から1,200円、平成9年度から1,300円、
閲覧申請は100円、地籍図複写は250円、価格通知書、軽自動車税(車検用)納税証明は無料)

※()中は、上段数値のうち市内8か所の窓口センター発行の再掲分

※車庫証明は平成28年1月から廃止

4. 市税の課税標準及び納期一覧表

税目	区分	課税標準	納期
市民税		個人 { 均等割 所得割 前年の所得額 法人 { 均等割 法人税割 法人税額	普通徴収 第1期 6月15日～6月30日 第2期 8月15日～8月31日 第3期 10月15日～10月31日 第4期 翌年1月15日～1月31日 特別徴収 給与 6月～翌年5月 年金 4月～翌年2月 法人税と同じ
固定資産税		1月1日現在における土地・家屋、償却資産の価格	第1期 5月15日～5月31日 第2期 7月15日～7月31日 第3期 12月15日～12月28日 第4期 翌年2月15日～2月末日
軽自動車税		原動機付自転車、軽自動車、二輪小型自動車及び小型特殊自動車の台数	全期 5月15日～5月31日
市たばこ税		卸売販売業者等が小売販売業者又は直接消費者に売渡した本数	当月分を翌月末日までに
鉦産税		鉦物の価格	当月分を翌月20日までに
入湯税		課税入湯者数	当月分を翌月15日までに
事業所税		事業に係る事業所税 資産割 事業所床面積 従業者割 従業者給与総額	事業に係る事業所税 個人 翌年の3月15日までに 法人 事業年度終了の日から2月以内
都市計画税		固定資産（土地・家屋）の価格	固定資産税と同じ

5. 令和3年度税率一覧表

税 目	税 率	
市 民 税	<p>1. 均 等 割</p> <p>① 市内に住所を有する個人 3,500 円</p> <p>② 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者 3,500 円</p> <p>③ 法 人</p> <p>(1) 公益社団法人等及び資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者の数の合計数(②から⑨までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの 50,000 円</p> <p>(2) 資本金等の額が1千万円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 120,000 円</p> <p>(3) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの 130,000 円</p> <p>(4) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 150,000 円</p> <p>(5) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者の合計数が50人以下であるもの 160,000 円</p> <p>(6) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 400,000 円</p> <p>(7) 資本金等の額が10億円を超える法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの 410,000 円</p> <p>(8) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人で従業者の合計数が50人を超えるもの 1,750,000 円</p> <p>(9) 資本金等の額が50億円を超える法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 3,000,000 円</p> <p>2. 所 得 割 標準税率</p> <p>個人所得割 100分の6</p> <p>法人税割 100分の9.7</p> <p>※令和元年10月1日以後に開始する事業年度に係る申告分からは100分の6</p>	
	固 定 資 産 税	課税標準額の100分の1.4

税 目	税 率					
軽自動車税 (環境性能割)	環境性能割額＝軽自動車の取得価額（50万円を超えるもの）×税率					
	区 分		税 率			
			自家用	営業用		
	電気自動車 排出ガス基準に適合する天然ガス自動車		非課税	非課税		
	ガソリン車・ ガソリン	R12年度燃費基準75%達成車かつ R2年度燃費基準達成車（乗用）			1%	0.5%
	ハイブリッド車	H27年度燃費基準+25%達成車（貨物）				
		R12年度燃費基準60%達成車かつ R2年度燃費基準達成車（乗用）	2%	1%		
		H27年度燃費基準+20%達成車（貨物）				
		R12年度燃費基準55%達成車（乗用）	2%	2%		
		H27年度燃費基準+15%達成車（貨物）				
	上記以外（乗用・貨物）					
<p>ガソリン車・ガソリンハイブリッド車は平成30年排出ガス基準50%低減達成車または平成17年排出ガス基準75%低減達成車に限る</p> <p>※令和元年10月1日から令和3年12月31日までに取得した自家用乗用車は表の税率から1%軽減</p>						
軽自動車税 (種別割)	1. 原動機付自転車					
	◎ 総排気量が0.05ℓ以下のもの又は定格出力が0.6kw以下のもの	2,000円				
	◎ 総排気量が0.05ℓを超え0.09ℓ以下のもの又は定格出力が0.6kwを超え0.8kw以下のもの	2,000円				
	◎ 総排気量が0.09ℓを超えるもの又は定格出力が0.8kwを超えるもの	2,400円				
	◎ 三輪以上のもので総排気量が0.02ℓ～0.05ℓ以下のもの又は定格出力が0.25kwを超え0.6kw以下のもので車室を備えかつ輪距が0.5mを超えるもの	3,700円				

税 目		税 率					
軽自動車税 (種別割)		2. 軽自動車及び小型特殊自動車					
		◎軽自動車					
		車種区分		税 率			
				経年重課 (ア)	経過措置 (イ)	新税率 (ウ)	
		四輪以上	乗用	営業用	8,200 円	5,500 円	6,900 円
				自家用	12,900 円	7,200 円	10,800 円
		以上	貨物	営業用	4,500 円	3,000 円	3,800 円
				自家用	6,000 円	4,000 円	5,000 円
		三 輪		4,600 円	3,100 円	3,900 円	
		(ア) 最初の新規検査より 13 年を経過した車両					
(イ) 最初の新規検査を平成 27 年 3 月 31 日までに受けた車両							
(ウ) 最初の新規検査が平成 27 年 4 月 1 日以降の車両							
「グリーン化特例 (軽課)」について							
車種区分		最初の新規検査が令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの車両					
		1 新税率の 75%軽減	2 新税率の 50%軽減	3 新税率の 25%軽減			
四輪以上	乗用	営業用	1,800 円	3,500 円	5,200 円		
		自家用	2,700 円	5,400 円	8,100 円		
以上	貨物	営業用	1,000 円	1,900 円	2,900 円		
		自家用	1,300 円	2,500 円	3,800 円		
三 輪		1,000 円	2,000 円	3,000 円			
1 電気軽自動車、天然ガス軽自動車 (平成 30 年排出ガス規制適合車又は平成 21 年排出ガス基準 10%低減達成車)							
2 乗用 : 令和 2 年度燃費基準 + 30%達成車 貨物 : 平成 27 年度燃費基準 + 35%達成車							
3 乗用 : 令和 2 年度燃費基準 + 10%達成車 貨物 : 平成 27 年度燃費基準 + 15%達成車							
*2・3 については内燃機関の燃料が揮発油 (ガソリン) の車両。また平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車又は平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成車に限る。							

税 目	税 率				
軽自動車税 (種別割)	<ul style="list-style-type: none"> ・二輪の軽自動車 (125cc 超 250cc 以下、側車付のものを含む) 3,600 円 ・被けん引車、雪上車 3,600 円 ◎小型特殊自動車 <ul style="list-style-type: none"> ・農耕作業用のもの 2,400 円 ・その他のもの (フォークリフト等) 5,900 円 3. 二輪の小型自動車 (250cc 超) 6,000 円 				
市たばこ税	売渡し本数 1,000 本につき 6,122 円 (令和 3 年 10 月 1 日以後売渡し分からは 6,552 円)				
鉦産税	鉦物の価格の合計額が 200 万円を超える場合 100 分の 1 鉦物の価格の合計額が 200 万円以下である場合 100 分の 0.7				
入湯税	入湯客 1 人 1 日 150 円				
事業所税	事業に係る事業所税 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 0 10px;">{</td> <td style="padding: 0 10px;">資産割…事業所床面積 1 m²につき 600 円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 10px;">}</td> <td style="padding: 0 10px;">従業者割…従業者給与総額の 100 分の 0.25</td> </tr> </table>	{	資産割…事業所床面積 1 m ² につき 600 円	}	従業者割…従業者給与総額の 100 分の 0.25
{	資産割…事業所床面積 1 m ² につき 600 円				
}	従業者割…従業者給与総額の 100 分の 0.25				
都市計画税	課税標準額の 100 分の 0.25				

6. 税率の推移

区分		平成29年度				
市民税	個人	均等割	3,500円			
	個人	所得割	6%			
	法人	均等割	資本金等の額	従業者数	税額	
			公益法人等		50,000円	
			1千万円以下	50人以下	120,000円	
				50人超	130,000円	
			1千万円超、1億円以下	50人以下	150,000円	
				50人超	160,000円	
			1億円超、10億円以下	50人以下	400,000円	
				50人超	410,000円	
10億円超	50人以下	1,750,000円				
10億円超、50億円以下	50人超	3,000,000円				
50億円超						
法人税割	法人税額の9.7%					
固定資産税	1.4% (免税点) 土地30万円未満、家屋20万円未満、償却資産150万円未満					
軽自動車税		○原動機付自転車	○軽自動車			
		50CC以下	2,000円	2輪車	3,600円	
		90CC以下	2,000円	3輪のもの及び4輪以上のもの		
		125CC以下	2,400円			
		ミニカー	3,700円			
		○雪上車	3,600円			
		○2輪小型自動車	6,000円			
		○小型特殊自動車				
		農耕作業用	2,400円			
		その他	5,900円			
			ア	イ	ウ	
		a 三輪のもの	3,900円	3,100円	4,600円	
		b (a) 乗用・営業用	6,900円	5,500円	8,200円	
		(b) 乗用・自家用	10,800円	7,200円	12,900円	
		(c) 貨物用・営業用	3,800円	3,000円	4,500円	
		(d) 貨物用・自家用	5,000円	4,000円	6,000円	
		イは平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けたものの税率				
		ウは最初の新規検査から13年を経過したものの税率				
		アのうち、平成28年4月1日～平成29年3月31日に新規取得した次の車両の税率については、概ね次のとおり。				
		(ア) 電気自動車等	アの税率×0.25			
		(イ) 平成32年度燃費基準+20%達成車(乗用)				
		又は平成27年度燃費基準+35%達成車(貨物用)	アの税率×0.50			
		(ウ) 平成32年度燃費基準達成車(乗用)				
		又は平成27年度燃費基準+15%達成車(貨物用)	アの税率×0.75			
市たばこ税	売渡し本数1,000本につき5,262円					
鉱産税	鉱物価格の1%(月合計200万円以下0.7%)					
特別土地保有税	新たな課税はしない					
事業所税	資産割	1㎡につき600円	従業者割	給与総額の0.25%		
都市計画税	0.25% (免税点) 土地30万円未満、家屋20万円未満					
制度改正内容						

区分		平成30年度			
市民税	個人均等割	3,500円			
	個人所得割	6%			
	法人均等割	資本金等の額	従業者数	税額	
			公益法人等	50,000円	
		1千万円以下	50人以下	120,000円	
			50人超	130,000円	
		1千万円超、1億円以下	50人以下	150,000円	
			50人超	160,000円	
		1億円超、10億円以下	50人以下	400,000円	
			50人超	410,000円	
10億円超	50人以下	1,750,000円			
10億円超、50億円以下	50人超	3,000,000円			
50億円超					
法人税割	法人税額の9.7%				
固定資産税	1.4% (免税点) 土地30万円未満、家屋20万円未満、償却資産150万円未満				
軽自動車税	○原動機付自転車	○軽自動車			
	50CC以下	2,000円	2輪車	3,600円	
	90CC以下	2,000円	3輪のもの及び4輪以上のもの		
	125CC以下	2,400円			
	ミニカー	3,700円			
	○雪上車	3,600円			
	○2輪小型自動車	6,000円			
	○小型特殊自動車				
	農耕作業用	2,400円			
	その他	5,900円			
市たばこ税	売渡し本数1,000本につき5,262円 (平成30年10月1日以後売渡し分からは5,692円)				
鉱産税	鉱物価格の1%(月合計200万円以下0.7%)				
特別土地保有税	新たな課税はしない				
事業所税	資産割	1㎡につき600円	従業者割	給与総額の0.25%	
都市計画税	0.25% (免税点) 土地30万円未満、家屋20万円未満				
制度改正内容	○市たばこ税 ・平成30年10月1日以後売渡し分から、税率を売渡し本数1,000本につき5,692円に引上げ				

区分		令和元年度				
市民税	個人均等割	3,500円				
	個人所得割	6%				
	法人均等割	資本金等の額	従業者数	税額		
			公益法人等	50,000円		
		1千万円以下	50人以下	120,000円		
			50人超	130,000円		
		1千万円超、1億円以下	50人以下	150,000円		
			50人超	160,000円		
		1億円超、10億円以下	50人以下	400,000円		
			50人超	410,000円		
10億円超	50人以下	1,750,000円				
	50人超	3,000,000円				
法人税割	法人税額の9.7% ※令和元年10月1日以後に開始する事業年度に係る申告分からは6%					
固定資産税	1.4% (免税点) 土地30万円未満、家屋20万円未満、償却資産150万円未満					
軽自動車税	○原動機付自転車	○軽自動車				
	50CC以下	2,000円	2輪車	3,600円		
	90CC以下	2,000円	3輪のもの及び4輪以上のもの			
	125CC以下	2,400円		ア	イ	ウ
	ミニカー	3,700円	a 三輪のもの	3,900円	3,100円	4,600円
	○雪上車	3,600円	b (a) 乗用・営業用	6,900円	5,500円	8,200円
	○2輪小型自動車	6,000円	の4 (b) 乗用・自家用	10,800円	7,200円	12,900円
	○小型特殊自動車	農耕作業用	の輪 (c) 貨物用・営業用	3,800円	3,000円	4,500円
			の上 (d) 貨物用・自家用	5,000円	4,000円	6,000円
	その他	5,900円	イは平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けたものの税率 ウは最初の新規検査から13年を経過したものの税率 アのうち、平成30年4月1日～平成31年3月31日に新規取得した次の車両の税率については、概ね次のとおり。			
		(ア) 電気自動車等	アの税率×0.25			
		(イ) 令和2年度燃費基準+30%達成車(乗用) 又は平成27年度燃費基準+35%達成車(貨物用)	アの税率×0.50			
		(ウ) 令和2年度燃費基準+10%達成車(乗用) 又は平成27年度燃費基準+15%達成車(貨物用)	アの税率×0.75			
		※令和元年10月1日から環境性能割を創設。税率等は令和2年度参照				
市たばこ税	売渡し本数1,000本につき5,692円					
鉱産税	鉱物価格の1%(月合計200万円以下0.7%)					
特別土地保有税	新たな課税はしない					
事業所税	資産割	1㎡につき600円	従業者割	給与総額の0.25%		
都市計画税	0.25% (免税点) 土地30万円未満、家屋20万円未満					
制度改正内容	○法人市民税：令和元年10月1日以後に開始する事業年度分から法人税割の税率を6%に引き下げ ○軽自動車税：令和元年10月1日から環境性能割を創設					

区分		令和2年度					
市民税	個人	均等割	3,500円				
		所得割	6%				
	法人	均等割	資本金等の額	従業者数	税額		
			公益法人等		50,000円		
			1千万円以下	50人以下	120,000円		
				50人超	130,000円		
			1千万円超、1億円以下	50人以下	150,000円		
				50人超	160,000円		
			1億円超、10億円以下	50人以下	400,000円		
				50人超	410,000円		
10億円超	50人以下	1,750,000円					
10億円超、50億円以下	50人超	3,000,000円					
50億円超							
	法人税割	法人税額の9.7% ※令和元年10月1日以後に開始する事業年度に係る申告分からは6%					
固定資産税		1.4% (免税点) 土地30万円未満、家屋20万円未満、償却資産150万円未満					
軽自動車税 (環境性能割)		環境性能割額＝軽自動車の取得価額 (50万円を超えるもの) × 税率					
		区分		税率			
				自家用	営業		
		電気自動車 排出ガス基準に適合する天然ガス自動車		非課税	非課税		
		ガソリン車・ ガソリン ハイブリッド 車	R2年度燃費基準+10%達成車 (乗用)			1%	0.5%
			H27年度燃費基準+20%達成車 (貨物)				
			R2年度燃費基準 (乗用)				
			H27年度燃費基準+15%達成車 (貨物)				
		H27年度燃費基準+10%達成車 (乗用・貨物)		2%	1%		
		上記以外 (乗用・貨物)		2%	2%		
		ガソリン車・ガソリンハイブリッド車は平成30年排出ガス基準50% 低減達成車または平成17年排出ガス基準75%低減達成車に限る ※ 令和元年10月1日から令和3年3月31日までに取得した自家用 乗用車は表の税率から1%軽減					
軽自動車税 (種別割)		○原動機付自転車	○軽自動車				
		50CC以下 2,000円	2輪車	3,600円			
		90CC以下 2,000円	3輪のもの及び4輪以上のもの				
		125CC以下 2,400円		ア	イ	ウ	
		ミニカー 3,700円	a 三輪のもの	3,900円	3,100円	4,600円	
		○雪上車 3,600円	b (a)乗用・営業用	6,900円	5,500円	8,200円	
		○2輪小型自動車 6,000円	(b)乗用・自家用	10,800円	7,200円	12,900円	
		○小型特殊自動車 農耕作業用 2,400円 その他 5,900円	の4輪以上のもの	(c)貨物用・営業用	3,800円	3,000円	4,500円
				(d)貨物用・自家用	5,000円	4,000円	6,000円
		イは平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けたものの税率 ウは最初の新規検査から13年を経過したものの税率 アのうち、平成31年4月1日～令和2年3月31日に新規取得した次の車両の税率については、概ね次のとおり。					

軽自動車税 (種別割)	(7) 電気自動車等 7の税率×0.25 (イ) 令和2年度燃費基準+30%達成車(乗用) 又は平成27年度燃費基準+35%達成車(貨物用) 7の税率×0.50 (ウ) 令和2年度燃費基準+10%達成車(乗用) 又は平成27年度燃費基準+15%達成車(貨物用) 7の税率×0.75
市たばこ税	売渡し本数1,000本につき5,692円 (令和2年10月1日以後売渡し分からは6,122円)
鉦産税	鉦物価格の1%(月合計200万円以下0.7%)
入湯税	入湯客1人1日150円
事業所税	資産割 1㎡につき600円 従業者割 給与総額の0.25%
都市計画税	0.25% (免税点)土地30万円未満、家屋20万円未満
制度改正内容	○市たばこ税 ・令和2年10月1日以後売渡し分から、税率を売渡し本数1,000本につき6,122円に引上げ
制度改正内容	○市たばこ税 ・令和2年10月1日以後売渡し分から、税率を売渡し本数1,000本につき6,122円に引上げ

区分		令和3年度					
市民税	個人	均等割	3,500円				
		所得割	6%				
	法人	均等割	資本金等の額	従業者数	税額		
			公益法人等		50,000円		
			1千万円以下	50人以下			
				50人超	120,000円		
			1千万円超、1億円以下	50人以下	130,000円		
				50人超	150,000円		
			1億円超、10億円以下	50人以下	160,000円		
				50人超	400,000円		
10億円超	50人以下	410,000円					
10億円超、50億円以下	50人超		1,750,000円				
		50億円超	3,000,000円				
法人税割	法人税額の9.7% ※令和元年10月1日以後に開始する事業年度に係る申告分からは6%						
固定資産税	1.4% (免税点) 土地30万円未満、家屋20万円未満、償却資産150万円未満						
軽自動車税 (環境性能割)	環境性能割額＝軽自動車の取得価額（50万円を超えるもの）×税率						
	区分		税率				
			自家用	営業			
	電気自動車 排出ガス基準に適合する天然ガス自動車		非課税	非課税			
	ガソリン車・ ガソリン ハイブリッド 車	R12年度燃費基準75%達成車かつ R2年度燃費基準達成車（乗用）	非課税	非課税			
		H27年度燃費基準+25%達成車（貨物）					
		R12年度燃費基準60%達成車かつ R2年度燃費基準達成車（乗用）	1%	0.5%			
		H27年度燃費基準+20%達成車（貨物）					
	R12年度燃費基準55%達成車（乗用）	2%	1%				
	H27年度燃費基準+15%達成車（貨物）						
上記以外（乗用・貨物）			2%				
ガソリン車・ガソリンハイブリッド車は平成30年排出ガス基準50% 低減達成車または平成17年排出ガス基準75%低減達成車に限る							
※ 令和元年10月1日から令和3年12月31日までに取得した自家用 乗用車は表の税率から1%軽減							
軽自動車税 (種別割)	○原動機付自転車		○軽自動車				
	50CC以下	2,000円	2輪車	3,600円			
	90CC以下	2,000円	3輪のもの及び4輪以上のもの				
	125CC以下	2,400円					
	ミニカー	3,700円	a	三輪のもの			
	○雪上車	3,600円					
	○2輪小型自動車	6,000円	b	(a)乗用・営業用			
	○小型特殊自動車	農耕作業用 2,400円	の4 輪 以 上	(b)乗用・自家用	10,800円	7,200円	12,900円
				(c)貨物用・営業用	3,800円	3,000円	4,500円
				(d)貨物用・自家用	5,000円	4,000円	6,000円
その他	5,900円	イは平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けたものの税率					

軽自動車税 (種別割)	<p>りは最初の新規検査から13年を経過したものの税率 アのうち、令和2年4月1日～令和3年3月31日に新規取得した 次の車両の税率については、概ね次のとおり。</p> <p>(ア) 電気自動車等 アの税率×0.25</p> <p>(イ) 令和2年度燃費基準+30%達成車(乗用) 又は平成27年度燃費基準+35%達成車(貨物用) アの税率×0.50</p> <p>(ウ) 令和2年度燃費基準+10%達成車(乗用) 又は平成27年度燃費基準+15%達成車(貨物用) アの税率×0.75</p> <p>(イ)(ウ)については内燃機関の燃料が揮発油(ガソリン)の車両。また平成17年排出 ガス基準75%低減達成車又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る。</p>
市たばこ税	<p>売渡し本数1,000本につき6,122円 (令和3年10月1日以後売渡し分からは6,552円)</p>
鉱産税	<p>鉱物価格の1%(月合計200万円以下0.7%)</p>
入湯税	<p>入湯客1人1日150円</p>
事業所税	<p>資産割 1㎡につき600円 従業者割 給与総額の0.25%</p>
都市計画税	<p>0.25% (免税点)土地30万円未満、家屋20万円未満</p>
制度改正内容	<p>○市たばこ税 ・令和2年10月1日以後売渡し分から、税率を売渡し本数1,000本につ き6,122円に引上げ</p>

7. 市民税（個人）所得控除額等の推移

年度		平成29年度		
所得金額	給与所得控除	162万5,000円以下 162万5,000円超～180万円以下 180万円超～360万円以下 360万円超～660万円以下 660万円超～1,000万円以下 1,000万円超～1,200万円以下 1,200万円超～	65万円 年収×40% 年収×30%+18万円 年収×20%+54万円 年収×10%+120万円 年収×5%+170万円 230万円	
	事業専従者控除	青色 適正な給与の支給額	白色 次の①、②いずれか低い金額 ① 配偶者 860,000円 その他 500,000円 ② 事業所得÷(専従者数+1)	
所得控除	雑損	次の①、②いずれか多い金額 損害金額－保険金などで補てんされる金額＝A ① Aの金額－(総所得金額等の合計額×10%) ② Aの金額のうち災害関連支出の金額－5万円		
	医療費	(支払った医療費－保険等により補てんされた金額)－{(総所得金額等×5%)又は10万円のいずれか低い額} 限度額 2,000,000円		
	社会保険料	支払保険料の全額		
	小規模企業共済等掛金	支払掛金の全額		
	生命保険料		(支払った保険料の金額) (保険料控除金額)	
			新契約	12,000円以下 支払保険料の全額 12,000円超～32,000円以下 支払保険料×1/2+6,000円
			(契約日: H24.1.1～)	32,000円超～56,000円以下 支払保険料×1/4+14,000円
				56,000円超～ 28,000円
			旧契約	15,000円以下 支払保険料の全額 15,000円超～40,000円以下 支払保険料×1/2+7,500円
	(契約日: ～H23.12.31)	40,000円超～70,000円以下 支払保険料×1/4+17,500円 70,000円超～ 35,000円		
	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の計算式により計算した控除額の合計額 (限度額70,000円) 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額 (限度額28,000円)			
	地震保険料	地震	(支払った保険料の金額) (保険料控除金額) 50,000円以下 支払保険料×1/2 50,000円超 25,000円	
		旧長期	(支払った保険料の金額) (保険料控除金額) 5,000円以下 支払保険料の全額 5,000円超～15,000円以下 支払保険料×1/2+2,500円 15,000円超～ 10,000円	
※長期損害保険契約のうち平成18年末までに契約を締結したものに限り、控除が適用できる。 地震保険料と旧長期損害保険料の支払額を各々上の式に当てはめ算出した控除額の合計額 限度額 25,000円				
寡婦・特別寡婦・寡夫・勤労学生		寡婦 260,000円 特別寡婦 300,000円 寡夫 260,000円 勤労学生 260,000円		
障害者		260,000円 特別障害者 300,000円 (同居特別障害 530,000円)		
配偶者		330,000円 老人配偶者 380,000円		
配偶者特別控除		配偶者特別控除は、次の算式によって計算された金額です。 ・配偶者の合計所得金額が45万円未満である者 特別控除額＝33万円 ・配偶者の合計所得金額が45万円以上75万円未満である者 特別控除額＝38万円－(合計所得金額－38万円) ・配偶者の合計所得金額が75万円以上76万円未満である者 特別控除額＝3万円 なお、カッコ内の金額が5万円の整数倍の金額から3万円を控除した金額でないときは、その金額に満たない5万円の整数倍から3万円を控除した金額のうち、最も多い金額とする。		
扶養基礎		一般扶養 330,000円 特定扶養 450,000円 老人扶養 380,000円 同居老親等 450,000円		
配当控除		1.6% (1千万円超 0.8%) (県) 1.2% (1千万円超 0.6%)		
寄附金控除		基本控除 (寄附金額－2,000円)×10% (市6%、県4%) 特例控除 (寄附金額－2,000円)×(90%－所得税の限界税率) (市3/5、県2/5)		
その他		調整控除は、次の算式によって計算された金額です。 ① 課税所得金額200万円以下の場合、次のいずれか小さい金額 ・ 人的控除額の差の合計額×5% (市3%、県2%) ・ 市民税の課税所得金額×5% (市3%、県2%) ② 課税所得金額200万円超の場合、次のいずれか大きい金額 ・ {人的控除額の差の合計額－(市民税の課税所得金額－200万円)}×5% (市3%、県2%) ・ 2,500円 (市1,500円、県1,000円)		
障害者・未成年者・寡婦・寡夫の非課税範囲		1,250,000円以下		

控除種類		年度		
		平成30年度		
所得金額	給与所得控除	162万5,000円以下 162万5,000円超～ 180万円以下 180万円超～ 360万円以下 360万円超～ 660万円以下 660万円超～ 1,000万円以下 1,000万円超～	65万円 年収×40% 年収×30%+18万円 年収×20%+54万円 年収×10%+120万円 220万円	
	事業専従者控除	青色 適正な給与の支給額 白色 次の①、②いずれか低い金額 ① 配偶者 860,000円 その他 500,000円 ② 事業所得÷(専従者数+1)		
所得控除	雑損	次の①、②いずれか多い金額 損害金額－保険金などで補てんされる金額＝A ① Aの金額－(総所得金額等の合計額×10%) ② Aの金額のうち災害関連支出の金額－5万円		
	医療費	(支払った医療費－保険等により補てんされた金額)－(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い額) (限度額 2,000,000円) ※医療費控除の特例を選択する場合 特定一般医薬品等購入費－12,000円(限度額 88,000円)		
	社会保険料	支払保険料の全額		
	小規模企業共済等掛金	支払掛金の全額		
	生命保険料	(支払った保険料の金額)		(保険料控除金額)
		新契約 (契約日: H24.1.1～)	12,000円以下	支払保険料の全額
			12,000円超～ 32,000円以下	支払保険料×1/2+6,000円
		旧契約 (契約日: ～H23.12.31)	32,000円超～ 56,000円以下	支払保険料×1/4+14,000円
			56,000円超～	28,000円
	15,000円以下		支払保険料の全額	
15,000円超～ 40,000円以下		支払保険料×1/2+7,500円		
40,000円超～ 70,000円以下		支払保険料×1/4+17,500円		
70,000円超～		35,000円		
一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の計算式により計算した控除額の合計額 (限度額 70,000円) 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額 (限度額 28,000円)				
地震保険料	地震	(支払った保険料の金額)	(保険料控除金額)	
		50,000円以下	支払保険料×1/2	
	50,000円超	25,000円		
※長期損害保険契約のうち平成18年末までに契約を締結したものに限り、控除が適用できる。	旧長期	(支払った保険料の金額)	(保険料控除金額)	
		5,000円以下	支払保険料の全額	
		5,000円超～ 15,000円以下	支払保険料×1/2+2,500円	
15,000円超～		10,000円		
地震保険料と旧長期損害保険料の支払額を各々上の式に当てはめ算出した控除額の合計額 限度額 25,000円				
寡婦・特別寡婦・寡夫・勤労学生	寡婦 260,000円 特別寡婦 300,000円 寡夫 260,000円 勤労学生 260,000円			
障害者	260,000円 特別障害者 300,000円 (同居特別障害 530,000円)			
配偶者	330,000円 老人配偶者 380,000円			
配偶者特別控除	配偶者特別控除は、次の算式によって計算された金額です。 ・配偶者の合計所得金額が45万円未満である者 特別控除額＝33万円 ・配偶者の合計所得金額が45万円以上75万円未満である者 特別控除額＝38万円－(合計所得金額－38万円) ・配偶者の合計所得金額が75万円以上76万円未満である者 特別控除額＝3万円 なお、カッコ内の金額が5万円の整数倍の金額から3万円を控除した金額でないときは、その金額に満たない5万円の整数倍から3万円を控除した金額のうち、最も多い金額とする。			
扶養	一般扶養 330,000円 特定扶養 450,000円 老人扶養 380,000円 同居老親等 450,000円			
基礎	330,000円			
配当控除	1.6% (1千万円超 0.8%) (県) 1.2% (1千万円超 0.6%)			
その他	寄附金控除	基本控除 (寄附金額－2,000円)×10% (市6%、県4%) 特例控除 (寄附金額－2,000円)×(90%－所得税の限界税率) (市3/5、県2/5)		
	調整控除	調整控除は、次の算式によって計算された金額です。 ① 課税所得金額200万円以下の場合、次のいずれか小さい金額 ・ 人的控除額の差の合計額×5% (市3%、県2%) ・ 市民税の課税所得金額×5% (市3%、県2%) ② 課税所得金額200万円超の場合、次のいずれか大きい金額 ・ {人的控除額の差の合計額－(市民税の課税所得金額－200万円)}×5% (市3%、県2%) ・ 2,500円 (市1,500円、県1,000円)		
	障害者・未成年者・寡婦・寡夫の非課税範囲	1,250,000円以下		

控除種類		年度	令和元年度		
所得金額	給与所得控除	162万5,000円以下 162万5,000円超～ 180万円以下 180万円超～ 360万円以下 360万円超～ 660万円以下 660万円超～ 1,000万円以下 1,000万円超～	65万円 年収×40% 年収×30%+18万円 年収×20%+54万円 年収×10%+120万円 220万円		
	事業専従者控除	青色 適正な給与の支給額 白色 次の①、②いずれか低い金額 ① 配偶者 860,000円 その他 500,000円 ② 事業所得÷(専従者数+1)			
所得控除	雑損	次の①、②いずれか多い金額 損害金額－保険金などで補てんされる金額＝A ① Aの金額－(総所得金額等の合計額×10%) ② Aの金額のうち災害関連支出の金額－5万円			
	医療費	(支払った医療費－保険等により補てんされた金額)－(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い額) (限度額 2,000,000円) ※医療費控除の特例を選択する場合 特定一般医薬品等購入費－12,000円(限度額 88,000円)			
	社会保険料	支払保険料の全額			
	小規模企業共済等掛金	支払掛金の全額			
	生命保険料	新契約 (契約日: H24.1.1～)	(支払った保険料の金額)	(保険料控除金額)	
			12,000円以下 12,000円超～ 32,000円以下 32,000円超～ 56,000円以下 56,000円超～	支払保険料の全額 支払保険料×1/2+6,000円 支払保険料×1/4+14,000円 28,000円	
		旧契約 (契約日: ～H23.12.31)	15,000円以下 15,000円超～ 40,000円以下 40,000円超～ 70,000円以下 70,000円超～	支払保険料の全額 支払保険料×1/2+7,500円 支払保険料×1/4+17,500円 35,000円	
			一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の計算式により計算した控除額の合計額 (限度額 70,000円)		
			一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額 (限度額 28,000円)		
		地震保険料	地震	(支払った保険料の金額)	(保険料控除金額)
50,000円以下 50,000円超				支払保険料×1/2 25,000円	
旧長期	(支払った保険料の金額)		(保険料控除金額)		
5,000円以下 5,000円超～ 15,000円以下 15,000円超～	支払保険料の全額 支払保険料×1/2+2,500円 10,000円				
地震保険料と旧長期損害保険料の支払額を各々上の式に当てはめ算出した控除額の合計額 限度額 25,000円					
寡婦・特別寡婦・寡夫・勤労学生	寡婦 260,000円 特別寡婦 300,000円 寡夫 260,000円 勤労学生 260,000円				
障害者	260,000円 特別障害者 300,000円 (同居特別障害 530,000円)				
配偶者	①330,000円 ②220,000円 ③110,000円 老人配偶者 ①380,000円 ②260,000円 ③130,000円				
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額が90万円以下である者 特別控除額＝①330,000円 ②220,000円 ③110,000円				
	配偶者の合計所得金額が90万円超95万円以下である者 特別控除額＝①310,000円 ②210,000円 ③110,000円				
	配偶者の合計所得金額が95万円超100万円以下である者 特別控除額＝①260,000円 ②180,000円 ③90,000円				
	配偶者の合計所得金額が100万円超105万円以下である者 特別控除額＝①210,000円 ②140,000円 ③70,000円				
	配偶者の合計所得金額が105万円超110万円以下である者 特別控除額＝①160,000円 ②110,000円 ③60,000円				
	配偶者の合計所得金額が110万円超115万円以下である者 特別控除額＝①110,000円 ②80,000円 ③40,000円				
	配偶者の合計所得金額が115万円超120万円以下である者 特別控除額＝①60,000円 ②40,000円 ③20,000円				
配偶者の合計所得金額が120万円超123万円以下である者 特別控除額＝①30,000円 ②20,000円 ③10,000円					
※配偶者控除及び配偶者特別控除の額 ①:合計所得金額が900万円以下の場合 ②:合計所得金額が900万円超950万円以下の場合 ③:合計所得金額が950万円超1,000万円以下の場合					
扶養基礎	一般扶養 330,000円 特定扶養 450,000円 老人扶養 380,000円 同居老親等 450,000円 330,000円				
配当控除	1.6% (1千万円超 0.8%) (県) 1.2% (1千万円超 0.6%)				
その他	寄附金控除	基本控除 (寄附金額－2,000円)×10% (市6%、県4%) 特例控除 (寄附金額－2,000円)×(90%－所得税の限界税率) (市3/5、県2/5)			
	調整控除	調整控除は、次の算式によって計算された金額です。 ① 課税所得金額200万円以下の場合、次のいずれか小さい金額 ・ 人的控除額の差の合計額×5% (市3%、県2%) ・ 市民税の課税所得金額×5% (市3%、県2%) ② 課税所得金額200万円超の場合、次のいずれか大きい金額 ・ {人的控除額の差の合計額－(市民税の課税所得金額－200万円)}×5% (市3%、県2%) ・ 2,500円 (市1,500円、県1,000円)			
	障害者・未成年者・寡婦・寡夫の非課税範囲	1,250,000円以下			

控除種類		年度		令和2年度	
所得金額	給与所得控除	162万5,000円以下	65万円	162万5,000円超～	180万円以下 年収×40%
		180万円超～	360万円以下 年収×30%+18万円	360万円超～	660万円以下 年収×20%+54万円
		660万円超～	1,000万円以下 年収×10%+120万円	1,000万円超～	220万円
	事業専従者控除	青色 適正な給与の支給額	白色 次の①、②いずれか低い金額	① 配偶者 860,000円 その他 500,000円 ② 事業所得÷(専従者数+1)	
所得控除	雑損	次の①、②いずれか多い金額 損害金額－保険金などで補てんされる金額＝A ① Aの金額－(総所得金額等の合計額×10%) ② Aの金額のうち災害関連支出の金額－5万円			
	医療費	(支払った医療費－保険等により補てんされた金額)－(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い額) (限度額 2,000,000円) ※医療費控除の特例を選択する場合 特定一般医薬品等購入費－12,000円(限度額 88,000円)			
	社会保険料	支払保険料の全額			
	小規模企業共済等掛金	支払掛金の全額			
	生命保険料	(支払った保険料の金額)		(保険料控除金額)	
		新契約 (契約日: H24.1.1～)	12,000円以下	支払保険料の全額	
			12,000円超～ 32,000円以下	支払保険料×1/2+6,000円	
		旧契約 (契約日: ～H23.12.31)	32,000円超～ 56,000円以下	支払保険料×1/4+14,000円	
			56,000円超～	28,000円	
			15,000円以下	支払保険料の全額	
15,000円超～ 40,000円以下	支払保険料×1/2+7,500円				
40,000円超～ 70,000円以下	支払保険料×1/4+17,500円				
70,000円超～	35,000円				
一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の計算式により計算した控除額の合計額 (限度額 70,000円) 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額 (限度額 28,000円)					
地震保険料	地震	(支払った保険料の金額)		(保険料控除金額)	
		50,000円以下	支払保険料×1/2		
	50,000円超	25,000円			
※長期損害保険契約のうち平成18年末までに契約を締結したものに限り、控除が適用できる。	旧長期	(支払った保険料の金額)		(保険料控除金額)	
		5,000円以下	支払保険料の全額		
	5,000円超～ 15,000円以下	支払保険料×1/2+2,500円			
15,000円超～	10,000円				
地震保険料と旧長期損害保険料の支払額を各々上の式に当てはめ算出した控除額の合計額 限度額 25,000円					
寡婦・特別寡婦・寡夫・勤労学生	寡婦	260,000円	特別寡婦	300,000円	
	寡夫	260,000円	勤労学生	260,000円	
障害者	260,000円	特別障害者	300,000円	(同居特別障害 530,000円)	
配偶者	①330,000円 ②220,000円 ③110,000円 老人配偶者 ①380,000円 ②260,000円 ③130,000円				
配偶者特別控除	・配偶者の合計所得金額が90万円以下である者 特別控除額＝①330,000円 ②220,000円 ③110,000円				
	・配偶者の合計所得金額が90万円超95万円以下である者 特別控除額＝①310,000円 ②210,000円 ③110,000円				
	・配偶者の合計所得金額が95万円超100万円以下である者 特別控除額＝①260,000円 ②180,000円 ③90,000円				
	・配偶者の合計所得金額が100万円超105万円以下である者 特別控除額＝①210,000円 ②140,000円 ③70,000円				
	・配偶者の合計所得金額が105万円超110万円以下である者 特別控除額＝①160,000円 ②110,000円 ③60,000円				
	・配偶者の合計所得金額が110万円超115万円以下である者 特別控除額＝①110,000円 ②80,000円 ③40,000円				
	・配偶者の合計所得金額が115万円超120万円以下である者 特別控除額＝①60,000円 ②40,000円 ③20,000円				
	・配偶者の合計所得金額が120万円超123万円以下である者 特別控除額＝①30,000円 ②20,000円 ③10,000円				
※配偶者控除及び配偶者特別控除の額 ①:合計所得金額が900万円以下の場合 ②:合計所得金額が900万円超950万円以下の場合 ③:合計所得金額が950万円超1,000万円以下の場合					
扶養基礎	一般扶養	330,000円	特定扶養	450,000円	
	老人扶養	380,000円	同居老親等	450,000円	
330,000円					
配当控除	1.6% (1千万円超 0.8%) (県) 1.2% (1千万円超 0.6%)				
寄附金控除	基本控除 (寄附金額－2,000円)×10% (市6%、県4%)				
	特例控除 (寄附金額－2,000円)×(90%－所得税の限界税率) (市3/5、県2/5)				
その他の調整控除	調整控除は、次の算式によって計算された金額です。				
	① 課税所得金額200万円以下の場合、次のいずれか小さい金額				
	・ 人的控除額の差の合計額×5% (市3%、県2%) ・ 市民税の課税所得金額×5% (市3%、県2%)				
② 課税所得金額200万円超の場合、次のいずれか大きい金額					
・ {人的控除額の差の合計額－(市民税の課税所得金額－200万円)}×5% (市3%、県2%) ・ 2,500円 (市1,500円、県1,000円)					
障害者・未成年者・寡婦・寡夫の非課税範囲	1,250,000円以下				

控除種類		年度	令和3年度	
所得金額	給与所得控除	162万5,000円以下	55万円	
		162万5,000円超～ 180万円以下	年収×40%－10万円	
		180万円超～ 360万円以下	年収×30%＋8万円	
		360万円超～ 660万円以下	年収×20%＋44万円	
		660万円超～ 850万円以下	年収×10%＋110万円	
		850万円超～	195万円	
	事業専従者控除	青色 適正な給与の支給額	白色 次の①、②いずれか低い金額	
			① 配偶者 860,000円 その他 500,000円	
			② 事業所得÷(専従者数＋1)	
所得控除	雑損	次の①、②いずれか多い金額 損害金額－保険金などで補てんされる金額＝A ① Aの金額－(総所得金額等の合計額×10%) ② Aの金額のうち災害関連支出の金額－5万円		
	医療費	(支払った医療費－保険等により補てんされた金額)－(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い額) (限度額 2,000,000円) ※医療費控除の特例を選択する場合 特定一般医薬品等購入費－12,000円(限度額 88,000円)		
	社会保険料	支払保険料の全額		
	小規模企業共済等掛金	支払掛金の全額		
	生命保険料	(支払った保険料の金額)		(保険料控除金額)
		新契約 (契約日: H24.1.1～)	12,000円以下	支払保険料の全額
			12,000円超～ 32,000円以下	支払保険料×1/2＋6,000円
			32,000円超～ 56,000円以下	支払保険料×1/4＋14,000円
			56,000円超～	28,000円
		旧契約 (契約日: ～H23.12.31)	15,000円以下	支払保険料の全額
15,000円超～ 40,000円以下	支払保険料×1/2＋7,500円			
		40,000円超～ 70,000円以下	支払保険料×1/4＋17,500円	
		70,000円超～	35,000円	
一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の計算式により計算した控除額の合計額(限度額 70,000円) 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額 28,000円)				
地震保険料	地震	(支払った保険料の金額)	(保険料控除金額)	
		50,000円以下	支払保険料×1/2	
	50,000円超	25,000円		
※長期損害保険契約のうち平成18年末までに契約を締結したものに限り、控除が適用できる。	旧長期	(支払った保険料の金額)	(保険料控除金額)	
		5,000円以下	支払保険料の全額	
	5,000円超～ 15,000円以下	支払保険料×1/2＋2,500円		
		15,000円超～	10,000円	
地震保険料と旧長期損害保険料の支払額を各々上の式に当てはめ算出した控除額の合計額 限度額 25,000円				
寡婦・ひとり親・勤労学生	寡婦	260,000円	ひとり親 300,000円	
障害者	障害者	260,000円	特別障害者 300,000円 (同居特別障害 530,000円)	
配偶者	①330,000円 ②220,000円 ③110,000円 老人配偶者 ①380,000円 ②260,000円 ③130,000円			
配偶者特別控除	・配偶者の合計所得金額が100万円以下である者 特別控除額＝①330,000円 ②220,000円 ③110,000円			
	・配偶者の合計所得金額が100万円超105万円以下である者 特別控除額＝①310,000円 ②210,000円 ③110,000円			
	・配偶者の合計所得金額が105万円超110万円以下である者 特別控除額＝①260,000円 ②180,000円 ③ 90,000円			
	・配偶者の合計所得金額が110万円超115万円以下である者 特別控除額＝①210,000円 ②140,000円 ③ 70,000円			
	・配偶者の合計所得金額が115万円超120万円以下である者 特別控除額＝①160,000円 ②110,000円 ③ 60,000円			
	・配偶者の合計所得金額が120万円超125万円以下である者 特別控除額＝①110,000円 ② 80,000円 ③ 40,000円			
	・配偶者の合計所得金額が125万円超130万円以下である者 特別控除額＝① 60,000円 ② 40,000円 ③ 20,000円			
	・配偶者の合計所得金額が130万円超133万円以下である者 特別控除額＝① 30,000円 ② 20,000円 ③ 10,000円			
※配偶者控除及び配偶者特別控除の額 ①:合計所得金額が900万円以下の場合 ②:合計所得金額が900万円超950万円以下の場合 ③:合計所得金額が950万円超1,000万円以下の場合				
扶養	一般扶養	330,000円	特定扶養 450,000円 老人扶養 380,000円 同居老親等 450,000円	
基礎	合計所得金額が2,400万円以下の場合 430,000円 合計所得金額が2,400万円超2,450万円以下の場合 290,000円 合計所得金額が2,450万円超2,500万円以下の場合 150,000円			
その他	配当控除	1.6% (1千万円超 0.8%) (県) 1.2% (1千万円超 0.6%)		
	寄附金控除	基本控除 (寄附金額－2,000円)×10% (市6%、県4%) 特例控除 (寄附金額－2,000円)×(90%－所得税の限界税率) (市3/5、県2/5)		
	調整控除	① 課税所得金額200万円以下の場合、次のいずれか小さい金額		
		・ 人的控除額の差の合計額×5% (市3%、県2%) ・ 市民税の課税所得金額×5% (市3%、県2%)		
		② 課税所得金額200万円超の場合、次のいずれか大きい金額 ・ {人的控除額の差の合計額－(市民税の課税所得金額－200万円)}×5% (市3%、県2%) ・ 2,500円 (市1,500円、県1,000円)		
障害者・未成年者・寡婦・ひとり親の非課税範囲	1,350,000円以下			

8. 税務機構の変遷

年度	平成23～24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
部名	財務部(131)	財務部(131)	財務部(131)	財務部(131)	財務部(132)	財務部(135)	財務部(136)	財務部(136)	財務部(136)	財務部(140)
課 名 及 び 係 ・ グ ル ー プ 名	税制 法人グループ 市民税課 個人 市民税グループ (37)	税制 法人グループ 市民税課 個人 市民税グループ (37)	税制 法人グループ 市民税課 個人 市民税グループ (38)	税制 法人グループ 市民税課 個人 市民税グループ (38)	税制 法人グループ 市民税課 個人 市民税グループ (38)	税制 法人グループ 市民税課 個人 市民税グループ (37)	税制 法人グループ 市民税課 個人 市民税グループ (38)	税制 法人グループ 市民税課 個人 市民税グループ (38)	税制 法人グループ 市民税課 個人 市民税グループ (38)	税制 法人グループ 市民税課 個人 市民税グループ (37)
	窓口 管理グループ 資産税課 賦課 調査グループ (47)	窓口 管理グループ 資産税課 賦課 調査グループ (47)	窓口 管理グループ 資産税課 賦課 調査グループ (47)	窓口 管理グループ 資産税課 賦課 調査グループ (47)	窓口 管理グループ 資産税課 賦課 調査グループ (47)	窓口 管理グループ 資産税課 賦課 調査グループ (47)	窓口 管理グループ 資産税課 賦課 調査グループ (47)	窓口 管理グループ 資産税課 賦課 調査グループ (47)	窓口 管理グループ 資産税課 賦課 調査グループ (47)	窓口 管理グループ 資産税課 賦課 調査グループ (47)
	収納 啓発グループ 納税課 納税グループ (45)	収納 啓発グループ 納税課 納税グループ (46)	収納 啓発グループ 納税課 納税グループ (45)	収納 啓発グループ 納税課 納税グループ (46)	収納 啓発グループ 納税課 納税グループ (46)	収納 啓発グループ 納税課 納税グループ (48)	収納 啓発グループ 納税課 納税グループ (50)	収納 啓発グループ 納税課 納税グループ (50)	収納 啓発グループ 納税課 納税グループ (50)	収納 啓発グループ 納税課 納税グループ (50)
						東三河広域連合 派遣	東三河広域連合 派遣	東三河広域連合 派遣	東三河広域連合 派遣	東三河広域連合 派遣